

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で約20人にのぼり、約1000人が4日以上仕事を休んでいます。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



【キャンペーン期間中の実施事項】

① WBGT値（暑さ指数）の把握

日本工業規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT値を随時把握する。

② 作業環境管理

◎ WBGT値（暑さ指数）の低減等

・簡易な屋根、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置など。

◎ 休憩場所の整備

・休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、シャワー等身体を適度に冷やす物品及び設備を設ける。
・水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう飲料水、スポーツリンク等を備え付ける。

◎ 通気性の良い服装

・透湿性、通気性の良い作業服、直射日光下においては、通気性のヘルメット等を着用する。

③ 作業管理

◎ 作業時間の短縮等

・WBGT値が基準を超えた時は原則作業中止。やむを得ず作業する際は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する、水分塩分の摂取状況を頻繁に確認する等の対策を講じる。

◎ 熱への順化

・7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

◎ 水分及び塩分の摂取

・自覚症状の有無にかかわらず、作業中は定期的な水分、塩分を摂取する。

◎ プレクーリング（本年度追加）

・休憩時間等に送風スプレーや手足の浸水等の方法により体温を下げる工夫をする。

④ 健康管理

◎ 健康診断結果に基づく対応等

・熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある、糖尿病、高血圧症、心疾患等を有する者に対し医師の意見等を踏まえて配慮を行う。

◎ 日常の健康管理等

・朝食の未摂取、睡眠不足、多量の飲酒等が熱中症の発症に影響があることを指導する。

◎ 労働者の健康状態の確認

・作業開始前に労働者の健康状態を確認する。作業中には声掛けをし、お互いの健康状態を確認するとともに異変を感じた際は躊躇なく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

今年は、新型コロナウイルス感染症防止のためマスク着用者が多くなっており、熱中症リスクが高くなっています。こまめな水分補給を意識し、熱中症予防に努めてください!

中小事業主の皆様へ 相談・支援班の「訪問支援」を活用してください

「働き方改革関連法」に関し、ご不明な点がありましたら、古川労働基準監督署の労働時間相談・支援班による「訪問支援」をご活用ください。法改正を含めた労働基準法等の説明や、労働時間等について実態に合わせた制度の紹介を行います。ご要望があれば、会社にあった労働時間制度の就業規則規定例や36協定記入例を提供し、ご説明します。

※「訪問支援」は、法違反についての指導は行いません。

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件・訪問支援は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112